

## 「立入検査の基本的手続」の一部改正(案)に対する パブリックコメントの結果等について


金融庁では、[「立入検査の基本的手続」の一部改正\(案\)](#)につきまして、令和3年4月14日(水)から令和3年5月14日(金)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、13件のコメントを頂きました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙1を御覧ください。

具体的な改正の内容については、別紙2及び別紙3を御参照ください。  
改正後の立入検査の基本的手続は、本日から適用いたします。

(別紙1)  [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)(PDF:228KB)

(別紙2)  [「主要行等向けの総合的な監督指針 別紙「立入検査の基本的手続」」の一部改正\(新旧対照表\)](#)  
(PDF:91KB)

(別紙3)  [「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 別紙「立入検査の基本的手続」」の一部改正\(新旧対照表\)](#)(PDF:92KB)

### お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
総合政策局リスク分析総括課 (内線) 2503、2529